

ハンガリー経済改革

—第2段階の現況—

平 泉 公 雄

はじめに

1968年に経済改革が開始されて以来15年、ハンガリーの経済改革は現在その第2段階にある。この第2段階は、1968-1972年11月の第1段階、1972年11月-1978年4月の後退期のあとを受け改革の新たな前進をその基本的内容としているが、本稿は今まさに展開しつつあるこの第2段階を現時点(1983年10月末現在)で一応総括し、これをめぐる経済・政治情勢と改革措置の内容を概観しようとするものである。もっとも本稿の紙幅が著しく制約されているため、ここでの概観は大枠の把握に止まらざるをえない。同様の理由により、第2段階=再前進を強制した政治・経済的背景、第2段階初期(1979-80年)の改革措置についても、すでに別稿で取り上げていることに鑑み、本稿では簡単にふれるに止まるだろう¹⁾。

I. 改革の一層の前進か、ストップか

—現下の経済・政治情勢—

第1次オイルショック後の大幅な交易条件の悪化にもかかわらず強行された高度成長路線が対外収支の大幅赤字、対西側累積債務の膨張により破綻したのを受け、1979年以降のハンガリー経済は対外均衡の回復を最大の経済政策目標としており、目下厳しい引締め下にある。1982年現在の対1978年比投資水準は実質14%減、国民1人当たり実質個人所得のそれは僅か2%増であり、国民所得増加率は5.8%、工業生産は5.2%増、建設実績は12%減に止まっている。こうした中で好調なのは農業生産のみであって、この間に11.9%の増産に成功した。経済情勢は1983年に入り一層の深刻さを増している。第3四半期までの工業生産高が対前年同期比で僅か1.2%増にすぎないほか、今年は干ばつによる穀物の大幅減収(200万トン減)など農業生産でもかなりの減収が

見込まれている。

そもそも1978年に経済改革が後退から再前進に転じたのは、オイルショック後の高度成長路線が反改革派主導の下に実施されたものであり、これの破綻が同時に反改革派の政治的敗北、改革派の勝利に帰結したからであったが、こうした事情は、現下の改革第2段階に対し厳しい経済環境下での改革推進という宿命を背負わせることになった。だがかかる状況は第1段階当時のそれとはまさに逆である。ただし第1段階は、世界経済の順調な拡大に支えられた良好な経済環境の下で進められたからである。今日の第2段階が、経済の集約的發展に対応した経済効率の質的向上という第1段階のそれと何ら異なる目的を掲げているにもかかわらず、第1段階当時に見られたような企業に対する微温的姿勢をすて、企業体質の強化、産業・生産構造のドラスチックな転換等、よりハードな姿勢を採るに至っているのはこうした経済状況に規定されたことである。

だがここで問題となるのは、こうした厳しい経済状況の存在が改革にとって果して有利・不利のいずれであるのかということである。結論的に言えば、1982年までは状況の厳しさは改革にとってプラスであったと言える。なぜなら状況の厳しさをタテに荒治療を正当化することも、これを企業に受け入れさせることも比較的容易だったからである。事実、後に見るように、1979年以降の引締めの下で種々のドラスチックな改革措置がさしたる顕在的抵抗もなしに実施されてきた。もっともこれらの措置がその狙い——環境の変化に対する企業の適応能力の向上——を十分に果したかと言えば、答えはかなり否定的である。これは過去2~3年来公表されている各種文書が一致して指摘している点であるが、とくに国民経済・企業レベルにおける産業・生産構造の転換テンポのろさに最も象徴的に示されている。

こうした中で、適応能力の緩慢な向上、不調な経済実績を背景に、1983年に入って以降改革への抵抗が著しく強まってきたようである。改革の一層の前進か、それともストップかをめぐる論争の表面化がそれを示してい

1) 平泉「ハンガリー経済改革10年の道程」『アジア経済』1979年5月号、23-49ページ、アジア経済研究所；平泉「ハンガリー経済改革の新段階」『アジア経済』1980年7月号、2-34ページ、を参照せよ。

る。今年4月のハンガリー社会主義労働者党中央委員会総会がその舞台となった。ここで採択された決議は、結論的には、「中央委員会は経済管理システムの改善を必要と考える。実証済みの基本原則を維持しつつ、また15年間の実践的諸経験を考慮しつつ、経済メカニズムを一層発展させるべきであるが、それは集約的経営と世界的諸変化によって要求される諸問題のより効果的な解決に寄与するものでなければならない。経済管理システムは、今後とも社会主義的計画経済の枠内で国民経済計画と商品・貨幣関係を結合し市場の能動的役割を承認するものであり、企業の自立的で責任ある意思決定を可能にし企業の創意ある経営意欲の展開を促進するものでありつづけるだろう²⁾」と述べ、改革路線の継続を確認している。だがこの決議が発表された翌日付の党機関紙に掲載された無署名論文は、この総会の雰囲気をも今少し微妙に伝えている。すなわち、「国民経済をめぐる論議の中では自明のことながら国家の役割はどうあるべきかが提起された。出された諸見解の中には、一方の極端として、1968年以降の経済管理に反し企業の自立性を否定し再集権化を提案する見方も散見された。また他方の極には、国家は経済管理から『撤退せよ』、これを規制するのは市場のみで十分だとの極論もあった」と述べ、前者に関しては「これらの見解は、最近とられた新しい解決諸方策が果して社会主義的性格をもつものと言えるのかという点を最大の問題としている³⁾」と紹介しているのである⁴⁾。

むろんこうした疑問は、過去においても質的に新しい措置が採られた時期にはしばしば見られた反応である。だがこうした反応が今表面化したことの意味は小さくないだろう。さらに上記論文は目下論争が過去1~2年に育成され始めた各種小規模経営(後述)の評価を主要争点としていると述べているが、これは1972年における改革後退への転換をほうふつきせる。ただしこの時にも、農業企業の副業活動や小規模企業の活発化が大企業から熟練労働力を奪ったとか、両者間の賃金格差を生んだと

か等の攻撃が大企業経営者層、大企業労働組合からなされ、これが改革後退への主要な原動力となったからである。

それにもかかわらず今回改革続行の意思決定がなされたのはなぜか? 当然、1972-77年の後退期の苦い経験が教訓とされたであろうことは予想できる。だが筆者の観察では、むしろソ連の動向が決定的であったように思われる。すなわち1972年にはソ連および一部の保守的コメコン諸国がハンガリー党に対し改革抑制への圧力を加えたのに対し、今回はソ連自身が新たな改革の必要性に直面しており、今年3月にはハンガリーをも含めた他の社会主義諸国の経験を研究するための特別連絡協議会を設置するなど、事態はむしろハンガリーの改革派にとって有利に展開しているからである。とは言え、ハンガリー経済改革の今後は、予断を許さぬ政治的に微妙な段階に入ったと見るべきである。今年に入って以降、制度的な改革措置の導入に関する新たな決定がほとんど見られないのは、こうした状況の反映とも考えられる。いずれにせよ、今後一層の経済引締め、工業生産(企業収益)の低迷は改革派にとって確実に不利ファクターに変わったと言える。

II. 第2段階の基本的性格

改革第2段階は、改革思想に関するかぎり1968年のそれを継承したものである。すなわち市場原理=商品・貨幣関係の能動的役割の強化、その一環としての企業自立性の強化が改革の基軸をなしている。だが第2段階は第1段階が種々の考慮=妥協から手をふれえなかった分野、いわゆる「ブレーキ」にまで改革の手を伸ばしている点、および1972年以降の後退期にもちこまれた様々の反改革的要素を相当程度除去した点にその特徴を有する。だが第2段階は第1段階の単なる量的・面積的拡大に尽きる訳ではない。両者の間には質的な変化も見られるのである。それは、一言で言えば、誘導市場型モデルを作動させる際におけるアメ原理からムチ原理への、つまりいわゆるソフトな予算制約方式からハードな予算制約方式への転換である(注1の文献参照)。もちろんこれらはいずれも市場メカニズムの調整=刺激機能の2つの側面に他ならない。ただし市場の調整機能とは、一方では利益をエサに、他方では利潤獲得の前提としての効率向上強制を軸に企業行動を規制するものだからであり、前者に重点を置いた誘導方式はソフトな予算制約原理を、後者に重点をおいた誘導方式はハードなそれをもたらすからである。

2) Határozat a XII. Kongresszus óta végzett munkáról és a párt feladatairól, Népszabadság, 1983, április, 16.

3) Számadás és előretekintés, Népszabadság, 1983, április, 17.

4) 第2段階に入って以降の経済戦略をめぐる論争は、専門家の間ではすでに数年前から続けられている。その一部については、平泉「ハンガリーにおける最適経済開放度論争——新しい経済戦略を求めて——」『アジア経済』1984年3月号掲載予定、を参照せよ。

だがなぜ第1段階の誘導原理はソフトなものとなったのだろうか。それはまず第1には中央集権的指令型モデルから誘導市場型モデルへの転換が必然的に要求したものであろう。けだし指令型モデルの下では企業の自主的裁量のための財源的裏付け自体が欠如しており、ハンガリー型モデルへの転換はまずもって自主的企業財政基盤の創出でなければならなかったが、それは企業に対するソフトな予算制約方式とならざるをえなかったからである。この方式はオイルショックまではマクロ経済的にさしたる不都合を生じなかったばかりか農業部門では飛躍的な発展をさえもたらした。

だがオイルショック後、世界経済的環境が極度に悪化するなかで、ソフト予算制約型誘導方式は壁にぶつかった。けだしこの方式は企業に効率向上努力を強制する点で弱点を露呈したからである。こうしてハード予算制約型誘導方式の導入が必然となった。もっとも先にふれた通り、この方式はもくろみ通りには機能していない。

III. 改革第2段階の主要内容

改革第2段階で実施された施策は、大きく次の5点に纏めることができる。

- ① 管理・経営組織機構の再編成
- ② 企業体制の再編成
- ③ 水平的資本調達機構の拡大
- ④ 経済規制システムの変更
- ⑤ 国際分業参加のための環境整備

① 管理・経営組織機構の再編成

改革の第1段階では、計画システムについては大幅な変更が達成された——かくて中央計画課題の企業への割当て、機械・資材の中央からの配給、種々の義務的諸指標の下達等がこの時期に廃止され、企業による自主的な企業計画の作成、生産財流通の商業方式への移行がこれにとって代わった——が、管理・経営の組織機構については基本的には旧来のそれがそのまま維持された。機構変更に伴う混乱を恐れたからである。だが第2段階では、中央・企業の両レベルにおいて組織機構改革が断行された。

まず中央管理機構においては、単一の工業省創設(1981年実施)が改革最大の柱をなす。これは冶金・機械工業省、軽工業省、重工業省の統合によって成立した。ソ連型モデルでは計画割当ての必要上部門別産業省の役割が極めて大きく、産業構造の複雑化とともに部門別省の数も増大するのが一般的傾向だが、ハンガリー型モデルにおいては計画割当ての廃止により部門別省に対する

必要性が大幅に縮小する。一方部門別省の存在は、省ショービニズムの基盤となり国民経済的視野からの産業構造の再編成を著しく妨げていた。かくて単一工業省の成立はこうした省ショービニズムの根幹そのものに重大な打撃を与えたのである。ちなみに農業部門ではすでに1967年に農業省、食糧省の統合が実現し、単一の農業・食糧省が成立しているが、今回はそれに続くものであり、この結果部門別省は7省(国内商業省、建設・都市開発省、工業省、運輸・郵政省、貿易省、農業・食糧省)に集約されることになった。

このほか中央管理機構レベルでは、①労働省の国家賃金・労働庁への再編成(1982年実施)、②閣僚評議会直属の委員会として経済委員会の設置(1981年)があった。経済委員会は、1973年に設置された国家計画委員会(各経済省庁の大臣で構成)の権限のうち実務的性格のものを分担するものである。

中央と企業を結ぶ組織的環のレベルでは、①企業監督委員会の再編強化(1983年実施)と、②企業長公募制の導入(1983年実施)が重要である。企業監督委はすでに1968年以來主要工業企業63社に設置されていた。その役割は、企業設立機関(経営監督省)に対し企業の活動状況に関する評価報告と勧告を行なうにあり、その構成員(5~9名)は労働組合推薦の1~3名を除き設立機関が任命する——最低2/3は企業外から派遣——ものとされていた。今回の再編成は、①構成員の中から当該企業の従業員を排除する、②権限内容を拡大し、従来の事後的評価権に加え、企業経営戦略、企業の統廃合再編成、企業内管理システム等に関する諸問題、企業長の人選、その業績査定および報酬決定等々について事前の意見表明権をもこれに賦与する、をその主要内容としている。

一方企業長公募制は、経営監督大臣による任命制の枠内で企業長人材供給源を拡大しようとするものであるが、公募の際に新企業長に期待される諸要件が公示され、任期が予め定められる点にも特徴が見られる。

企業監督委の強化と企業長公募制は、設立機関の経営監督機能における恣意性の排除とその近代化を含意するものと言えるだろう。

企業内経営機構においても重要な改革が実現した。経営評議会の再編強化がそれである。経営評議会の起源は1963年にまで遡るが、1968年以降について言えばトラストおよび大規模企業への設置が義務づけられる(前者)か、もしくは認められて(後者)いた。前者の場合はトラスト加盟企業の企業長により構成され一定の決定権限を有していたが、後者の場合は上級経営陣と党・労働組

合の代表者、経営監督大臣任命の外部委員で構成される単なる集团的助言機関にすぎなかった。しかもトラストにおいてさえ実際に経営評議会が設置されたのは例外的であったと言う。ところが今回の再編成により経営評議会の設置を義務づけられる企業数が大幅に拡大される一方、権限上でも①経営上の戦略・戦術、②設立文書で規定された枠内での事業分野の具体化、③企業内管理・インセンティブ・決済システムの決定、④年間業務報告書の承認、等の諸問題に対する決定権限が新たに追加されることになった。またそのメンバーは、上級経営陣(総裁、副総裁、構成企業・事業所の長)、労働組合推挙の労働者2名、企業内専門家2名で構成されることになり、党、労働組合等の社会組織、および企業監督委はオブザーバーを派遣しうるに止まることになった。つまり経営評議会は一方で純粋に企業内部のメンバーによってのみ組織される、しかも社会諸組織から基本的に独立した機関に変質するとともに、他方では集团的な意思決定機関としての性格をも強めた訳である。こうして形式上は今なお単独責任制が宣言されているが、企業経営は事実上集団指導制の方向に移行し始めた。他方、従来から盛んに強調されてきた工場民主主義(勤労者の経営参加)もまた、同じく制度上は維持されているしむしろ一層整備されてさえるように見えるが、実質的には——2名の労働者参加は飾りにすぎない——後退したように思われる。このようにこのハンガリー型の集団指導制はユーゴ型の労働者自主管理とは異なり経営主義的な集団性にその特質を有している。

② 企業体制の再編成

組織機構の改革は、管理・経営組織のみでなく企業体制そのものにも向けられた。その第1の方向が、一部経営不振トラスト・大規模企業の解体分割、もしくは一部傘下事業所の独立化であり、第2の方向が非農業部門における各種小規模経営・事業の創設・育成強化である。

前者は、1980年に開始され、当初は食品工業分野のトラストを中心に実施されたが、その後他の分野にも広がり、これまでに25の巨大企業が解体され208の生産企業に分割された。たとえば今年7月に13企業に分割されたチェベル鉄工所は2万名の従業員と200億フォロントの生産額を擁する巨大企業であった。現在なおいくつかの不良巨大企業が分割をも含む再建策の検討対象企業とされている。

一方小規模経営・事業の育成強化は、1981年に①農業企業の新設・非農業的副業活動に対する各種制限規定の緩和と②飲食・商業企業の一部店舗(従業員15名以下)への入

札に基づく個人経営請負制の導入が実施されたのを皮切りに、現在までに③小規模協同組合(組合員100名以下)や④工業・サービス業専門グループ(組合員5名以下)、⑤経済労働共同体(メンバー数2-30名)の創設、⑥小営業者に対する営業許可権の拡大、⑦既存企業による子会社設立、⑧中央機関による小規模国営企業新設の制度化、⑨個人経営請負制の工業・サービス業への拡大、にまで広がっており、今年上半期までに小規模国営企業・子会社、小規模協同組合が各々約200、その他の諸形態(小営業を除く)が合計約1万500組織されている。

巨大企業の分割と小規模経営の育成は各々独自の理由づけによって——前者は不良企業の再建策として、後者は大企業と相互補充関係に位置すべき広範な下請基盤、および消費者に対する財・サービス供給源の多様化の方策として——進められている。だが全体としてこの過程は、経済各分野に今なお支配的である独占市場体制を初めて組織面から攻撃したものとして重要な意義を有する。なぜなら、ハンガリーでは経済改革後も輸入による競争や引締め政策による需要抑制にもかかわらず束手市場状態が克服されていないが、それは独占的市場構造に大きな原因を有するからである。改革第1段階当時に農業・工業ともほぼ同内容の改革措置が実施された中で、前者が巨大な成功を納めたにもかかわらず後者がそれ程でもなかったのも、農業には独占が存在しないが工業には存在するという市場構造上の原因が背後にあったのである。ついではながら今回の改革では工業企業の業種規制がいく分緩和されたが、これもまた独占体制の打破にある程度寄与するだろう。この分野でも農業が先行しており、農業企業は電力生産、保険、不動産仲介、貴金属売買等16業種を除くどの事業にでも従事できることになった。

一方巨大企業の分割と各種小規模経営の育成は、ハンガリー経済を大きく混合経済化させることにもなった。混合経済的構造、多様な規模の経営の并存という現象は農業ではすでに古い歴史を有するが、これが非農業分野にまで押し広げられたことにより、国民経済レベルでの少品種大量生産と多品種少量生産の企業間分業が可能となり、効率向上の新しい可能性が切り開かれた。

③ 水平的資本調達機構の拡大

ソ連型モデルの企業資本調達機構が国家財政型の垂直性をその特徴とするのに対し、ハンガリー型モデルは水平的な、企業間の直接的資本移動をも理論上可能にする。だが実際には水平的資本調達機構は今なお未成熟である。むしろこれまでの成果は、改革第1段階に無償給付型資本調達が内部留保=自己金融と銀行信用に相当程度おき

変られた点に見られた。とは言え水平的資本調達方式が徐々に拡大してきたのも事実である。それは、第1に複数企業による共同出資企業や協業組織の設立、第2に余裕資金を有する企業から他企業への企業発展ファンドの一時貸付け、第3に不要設備の企業間直接売買、等が認められてきた点に示されている。しかしこれらの広がり——対象企業数や業種——にはしよせん限界があった。だがこうした流れの一貫として今回(1983年以降)、新たに社債市場が登場した。社債購入者は原則上企業に限定されているが、例外的には個人購入も可能とされており、今後社債市場の急速な拡大も考えられる。ただし額面利率(約11%)が預金利率よりもはるかに高いからである。今年3月発行の石油・ガス公団社債(2億フォリント、利率11.5%)を皮切りに、その後も各企業により合計2億フォリントの社債が発行された。いずれもすぐ売切れたと言われる。むしろその発行規模は資本調達全体からすればまだ小さいが、国民経済全体を単一の市場とする直接的資本調達機構が創生したことの質的意義は大きいだろう。なおすでにふれた業種規制の緩和や子会社設立の制度化もまた、産業(業種)間・企業間の新しい水平的資本移動方式の一種とみなすことができる。

④ 経済規制システムの変更

現行の規制システムは1979年末に公布され80年から実施されているが、その内容は別稿で取り上げており、ここではふれない(注1の文献参照)。ただ一言だけその最大の特徴を述べれば、①国内コスト主義的価格形成原理の放棄と競争価格方式(西側市場価格体系の移入)の導入、②各種企業補助金の整理がそれであって、全体として企業に対する予算制約のハード化をもたらししている。

だが今年から、所得規制と賃金規制の方式が再び変更されている。変更内容の紹介は別の機会に譲るが、その基本的方向は80年改正と同一(①予算制約の一層のハード化、②物質的刺激制度における差別拡大の促進)である。

⑤ 国際分業参加のための環境整備

経済改革派の対外経済戦略は一貫して世界的規模での国際分業=開放化路線を追求している(反改革派はむしろコメコン・アウトアルキー的国際分業路線を追求)⁵⁾が、第2段階においてもこの面で3つの重要なステップが踏まれた。①外資導入法の改正、②IMF・世銀への加入、

③貿易権限賦与企業の拡大がそれである。外資導入法の改正(1982年)⁶⁾は、①製造業における外資49%条項の撤廃、②関税免除地域の設定を通ずる各種国内規制の撤廃など、自由化をその主要内容としている(今年中に2つの合弁事業が新規発足)。IMF・世銀加入(1982年5月)は、伝統的に良好な西側金融界との関係を一層緊密化した。事実、昨年来何度か発生した金融危機に際し西側諸国はBIS・IMFの緊急融資、民間協調融資をもってハンガリーを事前に救済し、今年には世銀と民間銀行の協調融資の第1号をこの国を対象に実現させた。貿易権限賦与企業の範囲拡大は第1段階以来の流れだが⁷⁾、1982年には25企業が新たに貿易権限を手にした。

おわりに

改革第2段階が誘導市場型モデルのより完全な実現に向けて巨大なステップを進めたことは疑いない。だがこの過程はまだ完了していない。残された最大の(しかも激しい抵抗の予想される)問題は、独占市場構造の克服である。ただし今回実施された一連の方策は、この点ではまだ不十分だからである。筆者の見るところでは、業種規制の原則的撤廃、これによる巨大企業同士の競争関係創出なしには独占の克服は不可能であろう。(そしてその際には農業が見本となるだろう。)結局のところ鍵は、企業家精神をいかに作り出すかにかかっていると言えるだろうが、そのためには予算制約のハード化だけでは不十分であり、独占の克服が必要なのである。もちろん、企業家精神、企業の活性化のみで厳しい世界市場の荒波を乗り越えてゆける訳でもないだろう。今改革派と反改革派は国家の経済的役割をめぐっていがみ合っているが、実は今真に必要なのは、従来のような「親方赤旗」的依存関係とは異なった形の、相互に緊張はあるが同時に堅く協力もし合うというような相互協力関係を国家と企業の間で創り出すことなのであり、そうした協力関係の具体的な有り方を模索することなのではないかと筆者は考えている。

(アジア経済研究所)

6) 平泉「ハンガリーにおける西側合弁事業の諸問題——意図と現実——」『国民経済』国民経済研究協会、No. 148(1983年7月)、1-16ページ、を参照。

7) 平泉「ハンガリー経済改革と外国貿易」『経済研究』第31巻、第4号、1980年、332-341ページ、を参照。

5) 同上参照。